

令和7年度第1回会津若松市運賃協議分科会

日 時：令和7年8月26日（火） 10時00分～
場 所：会津若松市役所 本庁舎5階 会議室（5－3）

次 第

1. 開 会

2. 分科会長あいさつ

3. 構成員の紹介

4. 議 事

（1）議案第1号 会津乗合自動車株式会社の「路線バス等の運賃改定」について

（2）その他

5. そ の 他

6. 閉 会

令和7年度第1回会津若松市運賃協議分科会 名簿

No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	備考
1	会津若松市地域公共交通会議会長が指名する市職員	会津若松市	企画政策部 企画調整課長	二宮 慎	
2	協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	会津乗合自動車株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材	
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	日脇 渚彩	
4	住民又は利用者の代表する者として会津若松市地域公共交通会議会長が指名する者	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	

<関係者>

(一般乗合事業者)

会津乗合自動車株式会社 バス事業本部 乗合バス部 部長 小澤 睦

(市関係課)

観光商工部 観光課 主事 福島 穂乃佳

<事務局>

会津若松市 企画政策部 企画調整課 主幹 佐藤 崇

主事 岡本 幸太郎

(議案第1号)

会津乗合自動車株式会社の「路線バス等の運賃改定」について

会津乗合自動車株式会社から本市に対して、路線バス等の協議運賃改定の申し出がありました。「協議運賃」(※)となっている路線バス等の運賃については、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、複数の運送事業者が参加する地域公共交通会議で協議することはできず、事前に住民等の意見を反映するための措置を講じた上で、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する「運賃協議分科会」において、協議を行うこととなっていますので、運賃改定について、下記のとおりご審議をお願いいたします。

※「協議運賃」(参考資料参照)

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について運賃協議会等で協議が調ったときには、上限運賃の認可を受けることなく、届出(30日前)で足りるという制度に基づき、決定された運賃のこと。

記

(1)改定理由要旨

会津乗合自動車株式会社から申し出のあった運賃改定の理由は以下の通りです。
「当社としては2007年10月以来の改定であり、その間、運賃は据え置いてまいりました。(消費税率引き上げによる変更を除く。)しかし、その間も少子高齢化、人口減少・コロナ禍による利用者の減少、燃料価格・物価高騰による運送費の増大等の要因により、厳しい経営状況が続いている状態でございました。更には、2024年問題(時間外労働の上限規制の強化)などへの対応により、人手不足が深刻化しており、人材確保の為に従業員の待遇改善が急務となっている状況です。このような状況の中、今後も継続して安心・安全な輸送サービスを提供するためには運賃改定が必要であると判断したためです。」

(2)運賃改定の内容について

①一般乗合バス(路線バス)

項目	現行	変更
対キロ区間制基準賃率	50円80銭	60円00銭
初乗り運賃	180円	200円
小人運賃	大人運賃の半額(端数の5円は10円に切り上げ)	
障がい者割引	半額(端数の5円は10円に切り上げ)	

※金額は消費税10%込み

※対象路線については、別紙1をご参照ください。

※運賃比較表については、別紙2をご参照ください。

②まちなか周遊バス「ハイカラさん」「あかべえ」

項目	現行	変更
1回乗車運賃	210 円	250 円
小人運賃	110 円	130 円
障がい者運賃	110 円	130 円
障がい者運賃(小人)	60円	70円
1日フリー乗車券	600円	700円
1日フリー乗車券(小人)	300円	350円

※金額は消費税 10%込み

③My Ride どこでもバス

運賃 (1回乗車)	現行		変更	
	エリア内移動	エリア内⇄ エリア外スポッ ト	エリア内移動	エリア内⇄ エリア外スポッ ト
大人	400 円	500 円	450 円	550 円
小人	200 円	250 円	230 円	280 円
大人障がい者	200 円	250 円	230 円	280 円
小人障がい者	100 円	130 円	120 円	140 円

※金額は消費税 10%込み

(3)変更の時期

令和7年10月1日

(4)住民等の意見を反映するための措置について

住民等の意見を反映するための措置については、以下のとおり、意見聴取を実施いたしました。

① 本市 HP での意見募集

実施期間:8月8日(金)～8月21日(木)

結果 :0件

② 市公共交通会議(書面開催)での意見聴取

実施期間:8月12日(火)～8月21日(木)

結果 :5件 寄せられた意見は次頁のとおりです。

【交通会議(書面開催)での意見聴取の結果】

委員

	意見要旨
1	改定理由要旨からは、運賃改定は必要だと考えます。 ① 2007年10月以来の改定であること ② さまざまな要因により厳しい経営状況にあること ③ 2024年問題等への対応、人手不足、人材確保のためにも従業員の待遇改善が急務であること 変更(値上げ)率からみても20%未満であり、今回の改定申し出は妥当であると考えます。 市民・利用者としては、いろいろな場面で生活が苦しくなっている現在、さらなる負担はさけて欲しいところではありますが、安心・安全な輸送サービスの継続のためには、やむを得ないと思います。
2	委員としての意見はないが、事業者からのコメントとして 「少子高齢化・人口減少・コロナ禍による利用者の減少また燃料価格・物価高騰による運送費増大等の要因により、厳しい経営状況が続いている状態であり、更には、2024年問題(時間外労働の上限規制の強化)などへの対応により、人手不足が深刻化している中、人材確保の為に従業員の待遇改善が急務となっていることから、今後も継続して安心・安全な輸送サービスを提供するためには必要不可欠な対応と思われる。」
3	公共バスの運行は民間業者に依頼しているので、業者の負担を考えると物価高に合わせて運賃の上昇はやむをえないと考えます。 新運賃については個人的には許容範囲です。

オブザーバー

	意見要旨
1	物価や燃料高騰など、コロナ禍以降、非常に厳しい状況にあり今後も継続されることと思われる。また2024年問題による労働時間の環境の変化に対応するための人材確保や従業員の待遇改善が急務であることから、運賃改定は必要な対応と考えられる。
2	昨今の燃料費や人件費等の物価高騰を鑑みれば、運賃の増額改定は必要と考える。 引き続き社会情勢を踏まえ、運賃増減の改定を実施すべきである。

会津若松市運賃協議分科会設置規程

(令和6年11月27日決裁)

(設置)

第1条 会津若松市運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議・決定し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、会津若松市地域公共交通会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条第1項の規定する分科会として設置する。

(組織)

第2条 分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 会津若松市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）が指名する市職員
- (2) 当該協議運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する職員
- (4) 住民又は利用者の代表する者として会長が指名する者

(分科会長)

第3条 分科会に会長（以下「分科会長」という。）を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 分科会は、原則公開するものとする。ただし、分科会長が認めるとき、又は分科会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。
- 3 分科会長は、会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果)

第5条 分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 分科会で協議が調った事項については、会津若松市地域公共交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の庶務は、設置要綱第10条第1項に規定する事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。